

発 障 第 1 5 6 8 号
令和 2 年 1 2 月 1 1 日
(2020 年)

各指定障害福祉サービス等事業者 様

金沢市長 山野 之義
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業に係る法令順守の徹底について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、市内の指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援 A 型）に対し、下記の事由により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 50 条第 1 項本文の規定に基づく指定の効力の一部停止の行政処分を行いました。

公費を財源として運営される障害福祉制度において、このような事案は、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を大きく失墜させる行為であります。

つきましては、貴事業所において、障害者総合支援法等関係法規の規定に基づき、適正な事業を実施されるよう、徹底方お願いいたします。

記

〔処分の原因となった違反事実〕

①障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号違反（訓練等給付費の不正請求）

事業所の利用者が、事業所施設内において就労していたにもかかわらず、施設外就労したとして、施設外就労加算を不正に請求し受領した。

②障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 10 号違反（不正又は著しく不当な行為）

実際には施設外就労していない利用者が施設外就労したとして、虚偽の施設外就労実施報告書を作成し、市に提出した。

(事務担当)

金沢市福祉局障害福祉課

事業者管理係

TEL 076-220-2018

FAX 076-232-0294